

令和 6 年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価等一覧

区分	予算単価 (円)
1 学用品費	
小	11,630
中	22,730
2 通学用品費（第 1 学年を除く）	
小	2,270
中	2,270
3 校外活動費	
(1) 宿泊を伴わないもの	
小	1,600
中	2,310
(2) 宿泊を伴うもの	
小	3,690
中	6,210
4 体育実技用具費	
小 スキー	26,500
スケート	11,810
中 柔 道	7,650
剣 道	52,900
スキー	38,030
スケート	11,810
5 新入学児童生徒学用品費等	
小	57,060
中	63,000
6 クラブ活動費	
小	2,760
中	30,150
7 生徒会費	
小	4,650
中	5,550
8 PTA会費	
小	3,450
中	4,260
9 卒業アルバム代等	
小	11,000
中	8,800
10 オンライン学習通信費	
小	14,000
中	14,000
11 通学費	
小	40,020
中	80,880
12 修学旅行費	
小	22,690
中	60,910

区分	標準単価 (円)	国庫補助 限度単価 (円)
1 学用品購入費等（※1）		
小	136,340	68,170
中	209,910	104,955
※1 学用品費購入費等の標準単価は、予算単価における色つきセルの単価の合算額である。 ・小・中学校とも、第1年生以外については、通学用品費の金額を加えて差し支えない。 ・新入学児童生徒学用品費等について、入学前支給を実施した場合には、入学年次の限度額から差し引き、重複しないように留意すること。 ・上記金額は「国庫補助限度単価」であり、各自治体が就学援助対象の保護者へ支援する金額を縛るものではない。		
2 通学費		
小	—	※2
中	—	※2
3 修学旅行費		
小	—	※3
中	—	※3

※2 通学費については、市町村が支給した通学費の2分の1の額が国庫補助限度単価である。

※3 修学旅行費については、市町村が支給した修学旅行費における児童生徒一人あたりの平均支給額の2分の1の額が、国庫補助限度単価である。